

(H23.9.27 説明資料)

## 岩手県の大震災子ども支援の状況と課題

岩手県保健福祉部児童家庭課

### 1 被災孤児への対応

#### (1) 孤児の状況

- ・ 8月30日現在で93人。ほぼ全員が親族宅等で養育されており、緊急に保護を要する児童はみられなかった。(参考：宮城県122人 福島県21人)
- ・ 母子家庭の母親が死亡するケースが多いのが特徴の一つ。(半数以上)
- ・ 既に11人が県外に転出、4人が転入しており、大半が親族の引取りである。

#### (2) 適切な養育環境の確保 ～家庭での養育を最優先

- ・ 親族のもとでの安定した養育環境を第一として、**親族里親の認定**を進めており、多くの孤児が親族里親委託となる見込み。
- ・ 県は独自資料(別紙)も作成し、児童相談所職員が個別相談を進めている。  
※8月までの里親認定は29件、41人を委託開始
- ・ 次が**一般の養育里親**への委託であり、多くの里親が受託意向だが、まだ委託例なし。
- ・ 児童養護施設での受入れも可能であるが、その可能性は低い。

#### (3) 経済的支援 ～経済的理由で進学等の夢をあきらめないように

- ・ 「いわて学び希望基金」の創設

基金の増加により**孤児から遺児にも支給対象を拡大**。

※中学生以下が月1万円、高校生3万円、大学・専門学校生5万円

一時金：小卒時5万円、中卒時10万円、高卒時30万円

- ・ **民間の支援制度**も充実してきており、大変心強く有難い。

朝日新聞、あしなが育英会、MUF G、みちのく未来基金、高速道路財団 等々

#### (4) 新たな取組み

- ・ **現地での生活相談支援**(未成年後見人、遺族年金など)

弁護士、社労士、児相職員等がチームを組み、**現地で総合生活相談**を開催。

- ・ **新規里親の支援**

県里親会会員が新規の親族里親を訪問し、交流会やアドバイスをを行う。

### 2 被災遺児への対応

#### (1) 遺児の状況

- ・ 7月29日現在で445人を確認。割合は母子家庭が5割強、父子家庭が5割弱。

#### (2) 支援制度等の周知

- ・ 特に父子家庭においては、各種の**現行支援制度をあまり知らない状況**が懸念されるため、**遺児家庭用のリーフレット**(別紙)を作成し、周知を図っている。
- ・ **遺児も対象とする経済的支援制度**が揃ってきており、申請漏れ等のないよう支援。

### (3) 新たな取組み

- ・ 出前相談会の開催 ～県の母子自立支援員等による出前相談会を開催予定。
- ・ 新規に遺児家庭支援専門員（6人）を配置してきめ細かな支援を行う（8月補正）。  
※被災地の人材難で同専門員の確保ができていない。

### (4) 課題

- ・ 経済的基盤の確立 ～雇用確保は、ひとり親家庭だけの課題ではない厳しい状況。
- ・ 高等技能訓練費事業の恒久制度化 など

## 3 子どものこころのケア ～孤児、遺児を含む児童全般が対象

### (1) 心のケア研修会の開催。（対象：保育士、児童指導員等）

- ・ 医師等のマンパワー不足を補うため、保育士等への研修を重ね、地元関係者のスキルアップを図ることで早期発見や予防に繋げていく方針。

### (2) 啓発リーフレット、小冊子（別添）の作成と配布。

保護者向けの研修機会の増も必要となる。

### (3) 「子どものこころケアセンター」で、児童精神科医によるケアを実施。

- ・ 6月から宮古地区（法務省派遣医師）、7月から気仙地区（東京都小児総合診療センター）、8月からは釜石地区（神奈川県及び静岡県こども病院）に開設。
- ・ 24年4月以降の体制確保で、児童精神科医師の確保が大きな課題（県内2人のみ）。

## 4 保育所等の復旧・子育て支援

### (1) 保育所：全壊12か所、半壊3か所、浸水5か所

- ・ 保育士らの懸命な避難誘導で保育所での死亡児童は皆無。奇跡的な結果。
- ・ 仮設園舎や他施設の借用で大半が再開。民間支援に大変感謝している。
- ・ 恒久施設の再建は街づくり計画の主要な要素であり、時間を要する状況。
- ・ 保育士等のこころのケアも継続していく。

### (2) 放課後児童クラブ：全壊7か所、半壊1か所、浸水等14か所。

- ・ 大半が他施設の活用や統合で再開。

### (3) 地域子育て支援センター支援（いわて子育てネットに委託）

- ・ 出張「子育てサポートセンター」～約20か所で親子交流会等を開催予定

## 5 その他の被災児童支援

### (1) あそびの支援

- ・ 県は「いわて子どもの森」の巡回訪問、招待事業を展開中。他に、民間による様々な活動が展開されており、大変感謝している。
- ・ 県主催で「さんりく子どもフェスタ」を開催予定。メインは井上あずみコンサート。

11/13（日）大船渡市、11/27（日）宮古市、12/10（土）久慈市

## (2) 学習支援

- ・山田町ソクタハウスの取組み等があるが、組織的な支援はされていない。今後の取組み課題のひとつ。

## 6 その他の取組み

- (1) 妊産婦・新生児の内陸移送ケア ～いわて子育てネットが主導し早期に立上げ。
  - ・被災地病院から内陸の宿泊施設へ妊産婦・新生児を移送し、個室でケアを実施。支援実績は13組。
- (2) 子どもや女性の安全確保対策
  - ・避難所対策 ～性犯罪防止など  
防犯ブザーの配布、注意喚起チラシの配布、ポスター掲示、授乳室・女子更衣室の設置促進など。
  - ・仮設住宅対策で児童虐待・DV防止用チラシ（別紙）を作成し全戸配布中。  
防犯ブザーの追加配布も可能。

## 7 その他の課題・問題点

### (1) 児童相談所職員の増員

業務の特性上、他県からの短期間の応援派遣では十分な対応ができない。このため、国に対して被災県への特別交付税等による財政措置を要望中。

### (2) 児童精神科医師の確保（内容は既述のとおり）

上記と同様に、国に対しても要望中。

### (3) ガソリン不足問題

- ・3月半ばから孤児調査を準備したが、ガソリン不足で公用車も使えない事態となり、調査着手が4日ほど遅れた事実がある。
- ・被災地でガソリン危機を招いた政府の対応については、しっかりと検証が必要。

# 東日本大震災津波で保護者が行方不明・死亡の被災児童への主な支援

震災で保護者が行方不明・死亡の被災児童（0歳～17歳）等や、その児童の養育者等がご利用いただける主な制度の一覧です。各制度の詳細は、それぞれの窓口までお問い合わせください。

岩手県庁児童家庭課 ☎019-629-5458

## 1 弔慰金・年金制度(被災児童等へ給付)

弔慰金・義援金

### ●災害弔慰金

震災により、生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円、その他の方が亡くなった場合、最大250万円が、ご遺族に支給されます。

なお、支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母であり、具体的な金額は市町村が決定します。

窓口：各市町村

### ●災害義援金

震災により、被災した方又はそのご遺族に、次の見舞金が支給されます。

①死亡又は行方不明者見舞金：1次配分 50万円、2次配分 81万5千円

②住家損壊等見舞金：全壊又は全焼 1次配分 50万円、2次配分 81万5千円

半壊又は半焼 1次配分 25万円、2次配分 53万4千円

窓口：各市町村

年金

### ●遺族基礎年金・遺族厚生年金

国民年金・厚生年金に加入している保護者が亡くなった場合、その子（18歳の年度末まで）又は妻等（要件があります）に次の年金が支給されます。

①遺族基礎年金

国民年金・厚生年金の加入者：月額65,741円

②遺族厚生年金

厚生年金の加入者：支給額は加入期間や報酬に応じて異なります。

※加入者が保険料納付要件（加入期間の2/3以上の保険料納付又は免除が必要）等を満たす必要があります。

窓口：各市町村、日本年金機構（☎0120-707-118）

## 2 里親制度(被災児童の養育者へ給付)

ご存知ですか

### ●親族里親

3親等内の親族（祖父母：2親等、おじ・おば：3親等）が児童の養育を希望し、里親として委託された場合は、一般生活費として、月額47,680円のほか、教育費（小学生 月額2,110円、中学生 月額4,180円）等が支給されます。

### ●養育里親

親族里親に該当しない方が児童の養育を希望した場合は、養育里親となります。養育里親には、上記のほか、里親手当として、月額72,000円（二人目以降は月額36,000円）が支給されます。

窓口：福祉総合相談センター（☎019-629-9608）、一関児童相談所（☎0191-21-0560）  
宮古児童相談所（☎0193-62-4059）

## 3 未成年後見人制度(被災児童の財産管理等)

未成年後見人とは、未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為を行います。未成年後見人は、親権者の死亡等のため、児童に親権を行う者がいない場合に、家庭裁判所が、親族等の申立てにより、未成年後見人を選任します。

問合せ：岩手弁護士会（☎0120-755-745）

窓口：盛岡家庭裁判所（☎019-622-3165）

## 4 奨学金・一時金制度(被災児童へ給付・貸与)

給  
付

### ●いわての学び希望基金(岩手県)

保護者を亡くした被災児童が、学校を卒業し、社会人として独り立ちするまで支援を行います。  
なお、金額等の具体的内容は、現在検討しています。

内容が決まり次第、公表します。

### ●あしなが育英会(☎0120-77-8565)

特別一時金：未就学児・小学生・中学生50万円、高校生(浪人生)80万円、  
大学・専門学校生等100万円

### ●朝日新聞厚生文化事業団(☎03-5540-7446)

子ども応援金：未就学児・小学生300万円、中学生200万円、高校生150万円  
対象：両親(ひとり親家庭の場合はその親)が行方不明又は死亡した児童

### ●MUFJ・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金(☎03-5424-1121)

奨学金：一時金10万円、小学校・中学校・高校の在学期間 月2万円

### ●高速道路交流推進財団(☎0120-768-660)

修学資金：小学校・中学校・高校・大学・専門学校等の在学期間 年28万2千円  
高校卒業祝金 10万円

### ●日本財団災害支援センター(☎0120-65-6519)

弔慰金、見舞金：1人あたり5万円

※下記の奨学金については、選考(面談)により決定されます。

### ●毎日新聞東京社会事業団(☎03-3213-2674)※H23.8.10申込〆切

毎日希望奨学金：高校・大学・専門学校等の在学期間 月2万円

### ●藤本育英財団(ユニデン株)☎03-5543-2815)※他の奨学金(月々)との重複は不可 高校・大学等の就学のために必要な学費、生活費

貸  
与

### ●岩手育英奨学会(☎019-623-2050)

奨学金(無利息)：公立高校(自宅)月1万8千円、公立高校(自宅外)月2万3千円  
私立高校(自宅)月3万円、私立高校(自宅外)月3万5千円

### ●日本学生支援機構

奨学金(無利息)：大学・短大(国・公立、自宅外)月5万1千円、  
高専(国・公立、自宅外)月2万2千5百円 窓口：在籍する学校

### ●あしなが育英会(☎0120-77-8565)

奨学金(無利子)：公立高校 月2万5千円、私立高校 月3万円  
大学・専門学校 月4万円

## 5 その他貸付・給付制度

### ●生活福祉資金の貸付(緊急小口資金)

災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合、小口の貸付(貸付限度額10万円)があります。  
窓口：各市町村社会福祉協議会

### ●児童扶養手当

児童(18歳の年度末まで)を扶養するひとり親(母子・父子家庭)等に、月額41,550円(母・父等の所得に応じて月額が決定)が支給されます。

なお、児童が遺族年金を受給している場合又は母・父に支給される年金給付の加算対象となる児童がいる場合等は支給されません。

窓口：各市。町村は沿岸広域振興局(☎0193-25-2702)、県北広域振興局(☎0194-53-4982)

### ●子ども手当

児童(15歳の年度末まで)を監護し、生計を同じくする父母又は養育者に、月額13,000円が支給されます。  
窓口：各市町村

# 東日本大震災津波で被災されたひとり親家庭のための主な生活支援

## (県からのお知らせ)

岩手県庁児童家庭課  
(電話 019-629-5461)

東日本大震災で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

今般の震災により、ひとり親家庭(父子家庭・母子家庭)となった方々がご利用いただける主な生活支援制度をお知らせします。各制度の詳細はそれぞれの窓口までにお問い合わせください。

この他、市町村では各種の生活相談を受けています。県の広域振興局等でも母子自立支援員がひとり親世帯の生活相談等を受け付けてますので、お気軽にご相談ください。

### 1 給付による生活支援

#### ● 災害弔慰金

災害により、生計を維持していた方がなくなった場合、最大 500 万円、その他の方がなくなった場合、最大 250 万円が、ご遺族に支給されます。(具体的な額は市町村が決定)

支給の順位：①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母

窓口：各市町村

#### ● 災害義援金

今回の震災により、被災した方又はそのご遺族に、次の見舞金が支給されます。

- ① 死亡又は行方不明者見舞金：1次 50 万円、2次 81.5 万円
- ② 住家損壊等見舞金：全壊又は全焼 1次 50 万円 2次 81.5 万円  
半壊又は半焼 1次 25 万円 2次 53.4 万円

窓口：各市町村

母子自立支援員の連絡先

(月～金 9:00～16:00)

盛岡広域振興局 019-629-6567

県南広域振興局 0197-22-2831

花巻センター 0198-22-4921

一関センター 0191-26-1415

沿岸広域振興局 0193-25-2702

宮古センター 0193-64-2213

大船渡センター 0192-27-9913

県北広域振興局 0194-53-4982

二戸センター 0195-23-9202

#### ● 遺族基礎年金

国民年金に加入しており死亡した場合、死亡した方の「子のある妻」、「子」に支給されます。

年金額：788,900 円 (月額 65,741 円)

第1子・第2子 各 227,900 円加算 第3子以降 75,600 円加算

窓口：各市町村

#### ● 遺族厚生年金

厚生年金に加入しており死亡した場合、死亡した方の「妻」、「子」、「55歳以上の夫」等に支給されます。

年金額は、加入期間や報酬に応じて異なります。

窓口：日本年金機構(0120-707-118)

#### ● 子ども手当

子ども(15歳の年度末まで)を監護し、生計を同じくする父母又は養育者に、支給されます。

支給額 子ども1人当たり月額 13,000 円

窓口：各市町村

父子家庭も対象です。

#### ● 児童扶養手当

子どもを監護するひとり親(父子家庭・母子家庭)等に支給されます。

父又は母の生死が明らかでない等の子どもを監護している場合でも支給されることがあります。

ただし、遺族年金を受給している子ども及び里親に委託されている子どもの親や、子どもが親に支給される年金給付の加算対象となっている場合は支給されません。

支給額 子ども1人の場合 月額 41,550 円(前年所得により減額又は支給されない場合があります。)

子ども2人以上の加算 2人目 5,000 円、3人目以降 1人につき 3,000 円

※なお、東日本大震災により住宅、家財等に損害を受けた場合には特例がありますのでご相談ください。

また、当該年度の住民税が減免された場合(今回の震災で物損控除が認定される場合あり)は、一定額が控除されますのでご相談ください。

窓口：各市町村

#### ● いわて学び希望基金

被災により保護者が死亡または行方不明の児童が、学校を卒業し、社会人として独り立ちするまで支援を行います。内容は決まり次第公表します。

窓口：岩手県

## 2 返済不要の奨学金

### ● あしなが育英会(特別一時金)

特別一時金として、未就学児 50 万円、小・中学生 50 万円、高校生(大学浪人生) 80 万円、大学、専門学校生等 100 万円が給付されます。  
窓口:あしなが育英会(0120-77-8565)

### ● MUFG・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金

奨学金:一時金 10 万円、小学校・中学校・高校の在学期間 月 2 万円

窓口:MUFG・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金担当(03-5424-1121)

### ● 日本財団災害支援センター

お見舞金として、一人当たり 5 万円(一時金)が給付されます。

窓口:日本財団災害支援センター(0120-65-6519)

### ● 岩手県高等学校教職員組合

特別奨学金として、県立の高校、特別支援学校に在籍する児童生徒に 1 人当たり 10 万円(一時金)が給付されます。  
窓口:岩手県高等学校教職員組合(019-624-5227)

### ● 高速道路交流推進財団

修学資金として、小学校、中学校、高校、専修学校、大学在学中の者に年間 28.2 万円給付されます。高校卒業時には卒業祝金 10 万円給付されます。  
窓口:高速道路交流推進財団(0120-768-660)

### ● 藤本育英財団

学費、就学のため生活に必要なとされる額が給付されます。(高校生以上、面談の上決定)

窓口:ユニデン(株)(03-5543-2815)

## 3 貸付による奨学金及び生活支援

### ● 岩手育英奨学会

奨学金(無利子貸与):公立学校(自宅)月 18,100 円、公立学校(自宅外)月 23,000 円  
私立高校(自宅)月 30,000 円、私立学校(自宅外)月 35,000 円

窓口:岩手育英奨学会(019-623-2050)

### ● 日本学生支援機構

奨学金(無利子貸与):大学・短大(国・公立、自宅外)月 51,000 円  
高専(国・公立、自宅外)月 22,500 円

窓口:在籍する学校

### ● あしなが育英会

奨学金(無利子貸与):高校(公立)月 25,000 円、高校(私立)月 30,000 円  
大学、専門学校月 40,000 円

窓口:在籍する学校

### ● 生活福祉資金

社会福祉協議会では、災害等によって緊急かつ一時的に生活の維持が困難になった場合、小口の貸付(限度額 10 万円)を行っています。

その他、低所得世帯等を対象に各種の資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費等)の貸付を行っています。

窓口:各市町村社会福祉協議会

### ● 母子寡婦福祉資金

母子家庭、寡婦及びその子どもを対象に無利子又は低利子(年 1.5%)で各種資金の貸付を行っています。主な貸付資金と限度額は、事業開始資金(2,830,000 円)、修学資金(月額 96,000 円(自宅外大学通学))、生活資金(月額 103,000 円)などです。

各資金の活用の仕方などを相談しながら支援を行います。

窓口:各市町村



# DV、児童虐待 相談・サポート窓口のご案内

配偶者や恋人、パートナー、  
親子の関係であっても、相手に  
暴力をふるうことは絶対に許され  
ません。もしも、そのような身近な人から

の暴力で悩んでいるのなら、決して「私が悪いから…」などと  
自分を責めないでください。私たちには、安全に安心して生きていく権利があります。

ひとりで悩まないで。あなたのお電話を待っています。

## DV (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人、パートナーからの暴力のことで、  
一方が他方を支配する次の行為を言います。

### STOP・ザ・配偶者暴力

#### 身体的暴力

なぐる、ける、平手で打つ、物を投げる、  
髪をひっぱる、首を絞める等。

身体的

#### 精神的暴力

脅かす、大声でののしる、無視をする、  
性別による役割を決めつける等。

心理的

#### 性的暴力

性的行為を強要する、避妊に協力しない、  
見たくないポルノ雑誌やビデオを見せる。

性的

#### 経済的暴力

生活費を渡さない、外で働くことを  
禁ずる、借金を負わせる。

怠慢

#### 社会的暴力

行動を監視する、友人などの付き合い  
を制限、携帯電話を壊す・データを消す。

#### 子どもを利用した暴力

子どもに悪口を吹き込む、  
子どもを取り上げると脅す。

## 児童虐待

保護者(親または養育者)が子どもに  
対して行う次の行為を言います。

### S・O・Sを見逃すな

#### 身体的虐待

なぐる、ける、平手で打つ、物を投げる、  
首を絞める、激しく揺さぶる等。

#### 心理的虐待

言葉によるおびやかす、無視、兄弟間の  
差別的な扱い、子どもの前でのDVを行う。

#### 性的虐待

子どもへの性的いたずら、性器や性的行為を  
見せる、ポルノグラフィの被写体にする等。

#### ネグレクト(養育の拒否)

家に閉じ込める、病院に連れて行かない、  
不潔にしたままにする、食事を与えない等。

注意：虐待をうけたと思われる子どもを  
見つけた時には、市町村や児童相談所などに  
連絡してください。

### その他にも注意が必要

暗い夜道の一人歩きは危険です。できれば避けましょう。  
どうしても歩く場合は、防犯ブザーや懐中電灯を持つことが有効です。

困った時の相談先は裏面に記載しております。



# 相談窓口

## DV (ドメスティック・バイオレンス)

### 配偶者暴力相談支援センター

#### ●岩手県福祉総合相談センター

月～金 8:30～17:15 ☎019-629-9610

夜間 17:45～21:40 ☎019-652-4152

土日祝 9:00～21:40 ☎019-652-4152

#### ●広域振興局保健福祉環境部

(月～金 8:30～17:00)

沿岸広域振興局 ☎0193-25-2702

宮古センター ☎0193-64-2213

大船渡センター ☎0192-27-9913

県北広域振興局 ☎0194-53-4982

二戸センター ☎0195-23-9202

盛岡広域振興局 ☎019-629-6568

県南広域振興局 ☎0197-22-2831

花巻センター ☎0198-22-4921

一関センター ☎0191-26-1415

#### ●岩手県男女共同参画センター

(火・金 9:00～20:00 その他 9:00～16:00)

☎019-606-1762

#### ●もりおか女性センター

(月・火・金 10:00～17:00)

水・木 10:00～20:00) ☎019-604-3304

### 岩手県警察本部「安全相談」

☎#9110

各警察署においても相談を受けています。

(24時間)

久慈警察署 ☎0194-53-0110

岩泉警察署 ☎0194-31-0110

宮古警察署 ☎0193-64-0110

釜石警察署 ☎0193-22-0110

大船渡警察署 ☎0192-26-0110

### 女性の人権ホットライン

(盛岡地方事務局 月～金 8:30～17:15)

☎0570-070-810

### 東日本大震災女性の

### 心のケアホットライン・いわて

(毎日 10:00～17:00) ☎0120-240-261

※この他、各市町村においても相談を受け付けています。

## 児童虐待

### 各市町村児童福祉担当課

(月～金 8:30～17:00)

久慈市 子育て支援課 ☎0194-52-2169

洋野町 福祉課 ☎0194-65-5915

野田村 住民福祉課 ☎0194-78-2927

普代村 保健福祉課 ☎0194-35-2114

宮古市 福祉課 ☎0193-62-2111

山田町 保健福祉課 ☎0193-82-3113

岩泉町 保健福祉課 ☎0194-22-2111

田野畑村 生活福祉課 ☎0194-34-2114

釜石市 地域福祉課 ☎0193-22-0177

大槌町 福祉課 ☎0193-42-2111

大船渡市 保健福祉課 ☎0192-27-3111

陸前高田市 社会福祉課 ☎0192-54-2111

住田町 保健福祉課 ☎0192-46-3862

※内陸部市町村においても対応します。

### 児童相談所 (月～金 8:30～17:00)

全国共通ダイヤル (毎日24時間)

☎0570-064-000

県福祉総合相談センター (毎日24時間)

☎019-629-9604

一関児童相談所

☎0191-21-0560

宮古児童相談所

☎0193-62-4059

### 広域振興局保健福祉環境部

(月～金 8:30～17:00)

沿岸広域振興局 ☎0193-25-2702

宮古センター ☎0193-64-2213

大船渡センター ☎0192-27-9913

県北広域振興局 ☎0194-53-4982

二戸センター ☎0195-23-9202

盛岡広域振興局 ☎019-629-6568

県南広域振興局 ☎0197-22-2831

花巻センター ☎0198-22-4921

一関センター ☎0191-26-1415

### 子ども・家庭テレフォン

(月～金 9:00～22:00 祝日は17:45まで)

☎019-652-4152

印刷協力:公益財団法人日本ユニセフ協会